平成２６年（フ）第２８４号
神奈川県足柄上郡山北町山北2850番地の２
破産者　有限会社岡崎電業
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３０号
神奈川県厚木市旭町１丁目24番15号
破産者　株式会社新日本開発
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５７号
神奈川県平塚市公所421番地の１
破産者　株式会社インテリア圓
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８４号
神奈川県南足柄市塚原674番地３
破産者　フドー住設有限会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４号
石川県珠洲市上戸町北方七字131番地３
破産者　のと企画株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１２０号
愛知県豊橋市駅前大通１丁目77番地１
破産者　有限会社パドゥシャ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３号
愛知県豊橋市西小鷹野３丁目10番地の14
破産者　有限会社アルコム
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５４７９号
大阪府八尾市弓削町南２丁目141番地の15
破産者　大阪ツルヤ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６６号
大阪市住吉区杉本１丁目13番15―101号
破産者　有限会社アソ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６８号
大阪市住吉区杉本１丁目13番15―101号
破産者　株式会社イヴェール
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２６号
大阪市旭区生江３丁目２番７号
破産者　徳永自動車株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８０号
大阪府八尾市山本町南１丁目４番11号　ジュンライブビル
破産者　株式会社日本国際旅行開発
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４１号
大阪市旭区新森５丁目１番２号小林化成ビル１Ｆ
破産者　有限会社ファインクリーニング
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６４号
大阪府茨木市蔵垣内３丁目22番10号
破産者　株式会社日本エミック
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０号
大阪市平野区長吉六反１丁目１番10号
破産者　株式会社ビジネスフオームサプライ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８号
愛知県一宮市天王３丁目２―24
破産者　サンエッジ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５号
島根県浜田市殿町79番地44
破産者　三浦　紀昭
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第８６７号
広島市佐伯区湯来町白砂31―22
破産者　株式会社Ｂ－ＳＴＹＬＥ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１３９号
東京都新宿区百人町１丁目19番２号
破産者　株式会社ティ・アイ・イー外語学院
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１４０号
東京都文京区本駒込５丁目44―11、住民票上の住所東京都新宿区百人町１丁目19―２―306
破産者　西崎　元信
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４号
東京都青梅市河辺町２丁目1001番地の２ライオンズヴィアーレ多摩川河辺405号
破産者　堀内　秀幸
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２号
東京都八王子市千人町４丁目２番19号キャメロット千人町301号
破産者　高橋　友美
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部